

## 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の概要

### 立法の目的

近年の事件動向及び判事補の充員状況を踏まえ、判事補の員数を減少するとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。

### 法律案の概要

判事補の員数を15人減少する。

- 857人 → 842人 (第1条関係)

裁判官以外の裁判所の職員の員数を31人減少する。

- 21,775人 → 21,744人 (第2条関係)

※ 事件処理の支援のための体制強化及び国家公務員のワークライフバランス推進を図るため、裁判所事務官を39人<sup>\*1</sup>増員するとともに、他方において、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、技能労務職員等を70人<sup>\*2</sup>減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を31人減少しようとするもの。

\*1 事務官39人（34人＋速記官からの振替5人）

\*2 定員合理化65人＋事務官への振替5人

### 施行期日

令和5年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

裁判官の定員数の推移

■判事 ■判事補

